

# 盛岡市週休2日工事实施要領

(令和6年3月13日副市長決裁)

(改正 令和6年9月26日副市長決裁)

(改正 令和7年3月31日副市長決裁)

(改正 令和7年9月26日副市長決裁)

## 第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、市又は市上下水道局が発注する建設工事において、週休2日を確保する工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間の他、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

- (4) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (6) 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。
- (7) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(8) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

## 2 週休2日の達成判断は次のとおりとする。

(1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合に1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週7回の夜間の内、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

なお、営繕工事における1週間は、原則として土曜日から金曜日までの7日間とする。

(2) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（4週8休）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、その月の週休2日を達成しているものとみなす。

(3) 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（4週8休）以上の状態をいう。

(4) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の状態をいう。

(6) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（4週8休）以上の状態をいう。

(7) 通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（4週8休）以上の状態をいう。

（対象工事の選定）

第3 対象工事は、市又は市上下水道局が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は除くことができる。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 設計金額が200万円未満の工事
- (3) 現場施工期間が10日間未満の工事

- (4) その他、発注者が工程上の制約などにより週休2日工事に適さないと判断した工事  
(発注方式)

第4 発注方式は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 完全週休2日(土日)Ⅰ型

受注者が、完全週休2日(土日)の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(ただし、月単位の週休2日は必須とし、完全週休2日(土日)が困難な場合は、月単位の週休2日を選択できる。)

- (2) 完全週休2日(土日)Ⅱ型

受注者が、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(ただし、通期の週休2日は必須とし、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日が困難な場合は、通期の週休2日を選択できる。)

- (3) 完全週休2日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(ただし、月単位の週休2日交替制は必須とし、完全週休2日交替制が困難な場合は、月単位の週休2日交替制を選択できる。)

- (4) 完全週休2日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式(ただし、通期の週休2日交替制は必須とし、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制が困難な場合は、通期の週休2日交替制を選択できる。)

- 2 工事発注は、原則として完全週休2日(土日)Ⅰ型又は完全週休2日(土日)Ⅱ型とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制Ⅰ型又は完全週休2日交替制Ⅱ型を選定できるものとする。

- 3 営繕工事において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

## 第2章 週休2日工事

(積算方法)

第5 発注者は、完全週休2日(土日)Ⅰ型及び完全週休2日(土日)Ⅱ型の積算にあたって、発注時に次の各号により設計価格を積算するものとする。

- (1) 土木工事及び上下水道工事においては、完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算する。また、市場単価方式については別表1で定める市場単価方式の

補正係数を、土木工事標準単価については別表2で定める土木工事標準単価の補正係数を各工種に乗じて積算する。

「土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）の補正係数」

経 費	現場閉所の達成状況	
	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

(2) 営繕工事においては、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算する。また、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別紙3によるものとする。

「営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）の補正係数」

経 費	現場閉所の達成状況	
	完全週休2日 (土日)	月単位 (4週8休以上)
労務費 (複合単価の労務費)	1.02	1.02
現場管理費	1.01	—

2 発注者は、精算時に週休2日の達成状況を確認した結果、完全週休2日（土日）が未達成であるが月単位の週休2日を達成したのものについては、月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日も未達成のものについては補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

(実施手続)

第6 発注者は発注時において、特記仕様書に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、施工計画書（当初）に具体的な休日を確保した週休2日工事工程表（計画）を添付し、監督員に提出するものとする。

(2) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(3) 工事契約後、完全週休2日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合で、土日に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4) 受注者は、対象期間中、休日取得状況（現場閉所実績）を記載した週休2日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(5) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。なお、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、代替日を設定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(6) 夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

(7) 休日と定めた日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア 発注者が緊急の作業を要請した場合

イ 現場見学会等の対応を行った場合

ウ 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

3 受注者は、別紙1を参考に、週休2日工事である旨を現場の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

4 週休2日工事において、受注者が交替制による週休2日工事を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

5 受注者は、週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

6 発注者は、週休2日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(実施確認)

第7 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前(土日祝日含む)までに、現場閉所日を記載した最終の週休2日工事工程表(実施)を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の提出に際し、休日が確保されていることがわかる資料(下請け企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか)を監督職員に提示するものとする。

3 発注者は、前各項により週休2日の達成状況を確認する。

4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかったものとして扱う。

(工事成績評定における評価)

第8 発注者は、土木工事及び上下水道工事において、週休2日の達成を確認した場合は、工事成績評定要領に基づく工事成績評定で当該各号に定めるとおり評価するものとする。

(1) 完全週休2日の達成を確認した場合は、工事成績評定要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」及び「創意工夫」並びに別紙2の係長の考査項目「工程管理」において加点評価する。

(2) 月単位の週休2日の達成を確認した場合は、工事成績評定要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」及び別紙2の係長の考査項目「工程管理」において加点評価する。

(3) 受注者に、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定要領別紙2の係長の考査項目「法令遵守等」のその他において、2点の減点評価を行うものとする。

2 営繕工事においては、工事成績評定で「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。また、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、前項第3号と同様に減点評価を行う。

(達成証明)

第9 発注者は、受注者から工事完成検査終了後に別紙2により週休2日達成証明の依頼があった場合は、達成状況を確認の上これを証明するものとする。

### 第3章 週休2日交替制工事

(積算方法)

第10 発注者は、完全週休2日交替制Ⅰ型及び完全週休2日交替制Ⅱ型の積算にあたって、発注時に次の各号により設計価格を積算するものとする。

(1) 土木工事及び上下水道工事においては、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じて積算する。また、市場単価方式については別表1で定める市場単価方式の補正係数を、

土木工事標準単価については別表2で定める土木工事標準単価の補正係数を各工種に乗じて積算する。

「土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）の補正係数」

経費	休日率の達成状況	
	完全週休2日 交替制	月単位週休2日交替制 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

2 発注者は、精算時に休日率の達成状況を確認した結果、完全週休2日交替制が未達成であるが月単位の週休2日交替制を達成したものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更し、月単位の週休2日交替制も未達成のものについては補正係数を除して、設計変更を行うものとする。

3 休日日数の割合の平均（休日率）の算出方法は、以下による。

休日日数の割合（%）＝ 当該工事における休日日数／工期日数

休日率（%）＝ 休日日数の割合の平均

工期日数：元請けの場合は対象期間とし、下請けの場合はその下請者の作業期間であり、施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【休日率の対象者】

施工体制台帳上の元請け並びに下請け全ての技術者及び技能労働者。ただし、非常勤（臨時）で従事するものは除く。

【休日日数の割合の平均（休日率）の算出例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

=休日率

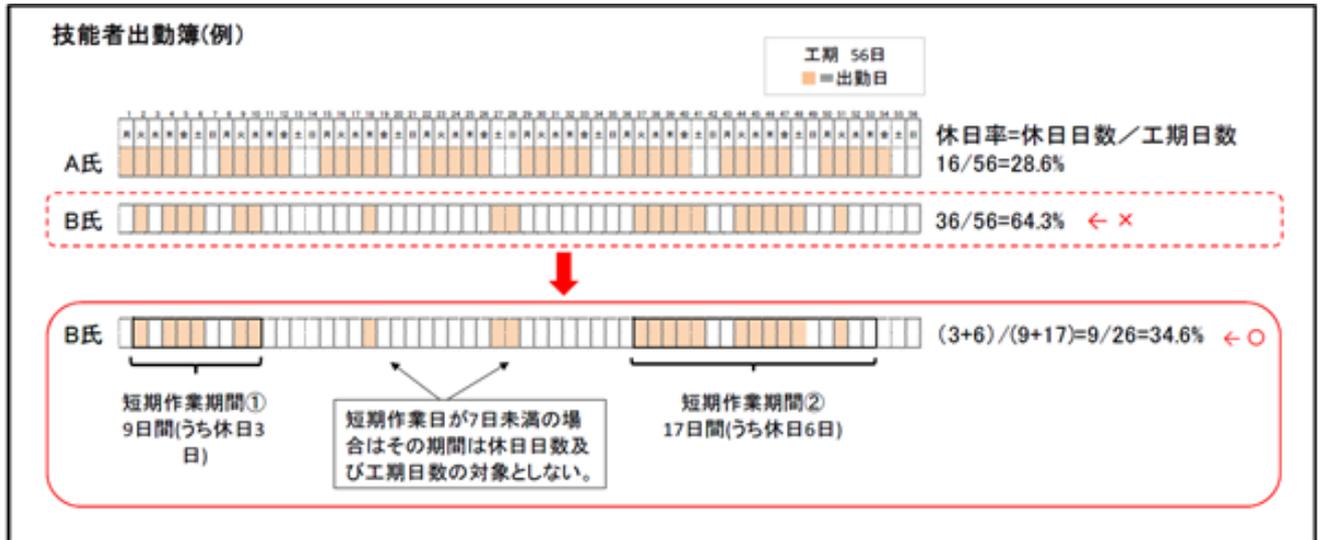
工事着手前に確認

工事完成時に確認

(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

- 4 短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出例】



(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

(実施手続)

第11 発注者は発注時において、特記仕様書に週休2日交替制工事の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日交替制の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書（当初）に交替制による週休2日の確保を実施する旨を記載し提出するものとする。
- (2) 受注者は、対象期間中、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (3) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、第2章に規定による。
- (4) 工事契約後、週休2日交替制工事の取組にあたって、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、この対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

(5) 受注者のやむを得ない理由で休日に作業を行う場合の取扱いについては、第2章の規定による。

(6) 夜間作業などの曜日を跨ぐ場合の休日の取扱いについては、第2章の規定による。

(7) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

3 週休2日交替制工事である旨の現場掲示については、第2章の規定による。

4 週休2日交替制工事において、受注者が現場閉所による週休2日を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

5 経費補正の下請負契約への反映については、第2章の規定による。

6 発注者の週休2日工事の実施に支障とならない対応等については、第2章の規定による。

（実施確認）

第12 受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日祝日含む）までに休日率が記載された最終の実施工程表を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の提出に際し、技術者及び技能労働者の休日率算出資料及び休日率の達成状況が確認できる既存資料等（下請け企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。

3 発注者は、前各項により休日率（週休2日）の達成状況を確認する。

4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかったものとして扱う。

（工事成績評定における評価）

第13 工事成績評定における評価については、第2章の規定による。ただし、第2章第8中「週休2日の達成を確認した場合」とあるのは「休日率（週休2日）の達成を確認した場合」と読み替えるものとする。

（達成証明）

第14 達成証明については、第2章の規定による。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

別表1 市場単価方式の補正係数

市場単価方式の補正係数（土木工事及び上下水道工事）

名 称 (工 種)	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価方式の補正係数（下水道工事）

名 称 (工 種)	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	週単位 (完全週休2日)	月単位	週単位 (完全週休2日)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

別表2 土木工事標準単価の補正係数

名 称 (工 種)	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥離防止工 (アルミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防水シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式接手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ハンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FPR 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00

浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレン管(ハウエル管)設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

工事現場における週休 2 日工事 掲示の例

この工事は、盛岡市（又は盛岡市上下水道局）が発注した週休 2 日工事です。  
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜等の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株

電 話 0 1 9 〇 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

工事現場における週休 2 日交替制工事 掲示の例

この工事は、盛岡市（又は盛岡市上下水道局）が発注した週休 2 日交替制工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設株

電 話 0 1 9 〇 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

別紙 2

週休 2 日達成証明書

令和 年 月 日

盛岡市長 様  
(盛岡市上下水道事業管理者 様)

(受注者名)

盛岡市（又は盛岡市上下水道局）が発注した次の工事について、週休 2 日達成を証明願います。

受注者	
工事名	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
発注方式 (該当するものに○)	週休 2 日工事 週休 2 日交替制工事
週休 2 日達成状況 (該当するものに○)	完全週休 2 日 (土日) 完全週休 2 日 交替制 月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上) 通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
完成検査年月日	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

(証明者)  
盛岡市長  
(盛岡市上下水道事業管理者)

印

### 別紙 3

営繕工事における市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正方法

#### 1 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正方法

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

##### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

##### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

#### 2 物価資料の掲載価格の補正方法

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

##### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

##### 【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※営繕工事における「市場単価」、「補正市場単価」及び「物価資料」とは、国土交通省の公共建築工事標準単価積算基準に定める用語の定義のとおりとする。

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事 及び完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧 チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ ー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22